無料「登記相談所」の開設について（お知らせ）

松 江 地 方 法 務 局

松江地方法務局では、地域住民の皆様方からの登記に関する一般的な内容の相談をお受けするため、下記のとおり**奇数月の第３水曜日**に登記相談所を開設しますので、ご利用ください。

なお、相談については、**予約制**としておりますので、**相談を希望される方は、開設日の２日前までに、当局西郷支局宛て連絡**していただきますよう、お願いいたします。

また、西郷支局においては、火曜日と木曜日（祝日、１２月２９日～１月３日を除く。）に予約制で登記手続案内をしています。

記

１　開設日時

令和８年	５月２０日（水）	相 談 時 間
	７月１５日（水）	午前１０時３０分～午後０時３０分
	９月１６日（水）	午後　１時３０分～午後３時３０分
	１１月１８日（水）	※　相談の予約者がいない場合又は
令和９年	１月２０日（水）	海上交通機関の欠航により職員を派遣できない場合は、開設しません。
	３月１７日（水）	

２　開設場所　　**黒木公民館（西ノ島町大字別府４６番地）研修室**

下図のとおり

３　相談内容　　土地・建物に関する登記相談

４　担 当 者　　法務局職員

５　予 約 先

松江地方法務局西郷支局

〒685-0016

隠岐郡隠岐の島町城北町５５

隠岐の島地方合同庁舎

℡（０８５１２）２－０２４０